

# 滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方(概要)

## 「未来志向の中小企業が創る元気な滋賀」

＜滋賀県中小企業振興審議会答申＞

(平成24年5月1日)

### 1. 中小企業振興の意義

#### 中小企業を取り巻く社会・経済の状況

人口減少や少子高齢化	→	国内需要の減少、生産活動を支える労働力の減少
アジア等の新興国の台頭 急激な円高	→	コストダウンを求められることによる経営圧迫 製造拠点の海外への移転による産業空洞化 海外からの安価な製品やサービスの流入
東日本大震災	→	サプライチェーンの寸断など経営に様々な影響

#### 中小企業の振興の必要性

生産や消費活動、雇用や地域づくりなど、地域の社会・経済・雇用に重要な役割を担っていることから、中小企業が活性化することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の集積と好循環が期待される。  
時代の変化を前向きに捉え、新たな成長分野に挑戦し、未来に向けた果敢なビジネスの展開が強く求められる。

#### 本県の中小企業振興は、

地域経済の主役としての中小企業の自主的・自立的な経営を尊重しつつ、それを関係者が支えることで、中小企業者が本県経済の持続的な発展の原動力となり、地域に貢献する企業として成長し、これによって足腰の強い本県経済の実現が図られることを目指すべき

### 2. 中小企業の定義

中小企業基本法による定義を基本とし、中小企業者を施策の対象とするが、これ以外の中小の団体であっても、中小企業者として広く捉えることも必要である。

### 3. 中小企業振興のための関係者の役割

#### 中小企業者に期待される役割

自主的・自立的に健全な事業展開を図る。  
地域経済の活性化や雇用の創出に大きな役割  
地域づくりへの貢献、環境との調和等の社会に求められる課題に取り組む。

#### 中小企業を支える関係者に期待される役割

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の総合的・計画的推進</li> <li>中小企業・団体に情報提供や助言その他必要な支援</li> <li>中小企業製品等の情報提供</li> <li>規制緩和、行政手続の簡素化</li> <li>学校教育において児童・生徒の勤労・職業観育成</li> <li>中小企業製品等の購入等推進</li> <li>国等への施策充実要請 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者からの調達に努力</li> <li>中小企業の研究・開発を支援</li> <li>地域の商工団体等への加入と協力</li> </ul> </li> <li>金融機関                     <ul style="list-style-type: none"> <li>適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮</li> <li>地域密着型金融の推進</li> </ul> </li> <li>大研究等教育機関                     <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発や新事業創出を支援</li> <li>地域づくりへ中小企業振興の視点が必要な場合は、その理解</li> <li>学生の中小企業への就職の推進</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等と協力・連携して中小企業の経営の安定等に積極的に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業振興への理解と関心を深め、ネットワークづくりに努める。</li> <li>中小企業の製品等の購入推進</li> </ul> </li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に身近な存在として取組を推進</li> <li>地域の中小企業の製品の利用推進</li> </ul>	
中小企業		

### 4. 中小企業振興の視点

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 中小企業に対する認識と姿勢     | 中小企業は地域社会・経済の担い手として重要な役割を果たしており、その自主的努力・創造的活動を尊重すべき                  |
| (2) 小規模零細事業者への配慮      | 家族経営などの小規模零細事業者が県内企業の大多数を占めるという点を踏まえ、経営規模や経営形態に配慮して配慮すべき             |
| (3) 地域づくりの観点からの中小企業振興 | 中小企業が地域に根ざした存在であることから、中心市街地の活性化、福祉施策等の地域づくり・社会づくりの観点から、関連施策と総合的に行うべき |
| (4) 中小企業を支える関係者の連携強化  | 行政、関係団体、大企業者、金融機関、大学等教育・研究機関が相互に連携・協力することが重要                         |
| (5) 本県の特徴を活かした施策の展開   | 環境への取組や、モノづくり県としての産業集積の特色、「三方よし」の精神等、本県の特徴を生かした中小企業振興施策を展開すべき        |

### 5. 本県における中小企業振興の基本的な方向

#### 成長を目指す中小企業への支援

- 新規成長分野へ挑戦する中小企業の育成  
「環境ビジネス」「介護、福祉、子育てといった福祉分野」「クリエイティブ産業(コンピュータソフト等)」等の新規成長分野に挑戦する中小企業を支援
- 安全・安心を軸とした中小企業振興  
環境こだわり農産物を使った食品の製造等地域に根ざした中小企業ならではの「安全・安心」が実感できる取組を支援
- 中小企業の海外展開への支援  
グローバル化の中で、海外への販路拡大と進出を支援、一方で県内産業の空洞化危惧にも適切に対処

#### 地域の経済・社会を支える中小企業への支援

- 人材の確保および育成  
働く場としての魅力発信、働く場の環境整備、中小企業への就職支援、企業ニーズに応じた産業人材の育成 等
- 経営の安定および経営基盤の強化  
資金面や経営上の課題に対する企業の発展段階や事業活動の状況に応じた総合的支援、企業の再生や円滑な事業承継の支援 等
- 創業および新商品・新事業創出の促進  
人材の育成、資金繰りの支援等による創業や新事業創出等の環境の整備
- 交流・協働による連携の推進  
産学官市民の連携、県や中小企業支援機関のコーディネート機能の強化
- 受注機会の確保  
県の物品の調達・公共工事の発注に当たり、県内中小企業者が供給する商品、サービス等の需要の増進 等

#### 産業分野の特性に応じた中小企業への支援

- モノづくり産業を担う中小企業の持続的な発展  
製品・技術開発力の向上や販路拡大等の促進、地場産業におけるブランド力の向上、増産増設や新規立地の支援
- 商業の振興、商店街の活性化  
魅力ある個店づくりの支援、商店街等の地域団体への加入の促進、ニーズに応じた商店・商店街づくりの推進
- 滋賀の観光ブランドを発信する中小企業の振興  
滋賀の観光ブランドの発信、ニューツーリズムの推進、国内外からの誘客の促進
- その他様々な産業分野における中小企業の振興  
農業などの第一次産業との連携、健康福祉産業などのサービス業、運輸、建設業などを各業界に応じて振興

### 6. 推進にあたって

- |                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| ① 中小企業の振興のための条例                 | ② 予算の裏付けをもつ具体性の高い実施計画   |
| ③ 部局の連携、商工観光労働部の体制整備と現場対応力の強化   | ④ 県施策に中小企業者の意見が反映できる仕組み |
| ⑤ 中小企業振興に関する施策実施状況の検証・公表およびその活用 | ⑥ 中小企業振興のために必要な調査・研究    |
|                                 | ⑦ 必要な税・財政上の措置           |

厚生・産業常任委員会資料  
平成24年(2012年)5月16日  
商工観光労働部商工政策課